

【ISTSW－中国標準通信 Vol.001】

発行元：株式会社 IST ソフトウェア

1. 中国標準最新動向

- ・中国RoHS2の標識表示標準(SJ/T 11364-2014)の修正表(報批稿)が公布
- ・WTO/TBT通告 強制国家標準「軽型自動車排気規制(中国第6段階)」
- ・国家標準公告[2016]17号 国家標準315件を公布

2. 2016年11月1日に実施予定の注目標準

- ・GB/T 32610-2016「日用防護マスクの技術規範」

3. 中国法規・標準の運用に関わる事例(判例等)

- ・製品ラベルの表示内容に関する訴訟

1. 中国標準最新動向

◆ <u>中国RoHS2の標識表示標準(SJ/T 11364-2014)の修正表(報批稿)が公布</u> 工業情報化部 科技司が「電子電気製品における有害物質使用制限の表示要求」の修正表や公布予定の電子通信業界標準などの承認待ち原稿を公示。 SJ/T 11364-2014「電子電気製品における有害物質使用制限の表示要求」第1号修正表のポイントは以下の通り： ・6.1.2と6.1.3の条文を修訂・追加。 ・最終製品の内部にある部品、コンポーネント、基板など、標識を表示しなくても良い 公示および意見募集期間:11/13まで	発行元: MIIT(工業信息化部) 発行日: 2016-10-14 原文ソース ※外部サイトにリンク
◆ <u>WTO/TBT通告 強制国家標準「軽型自動車排気規制(中国第6段階)」</u> 2016年10月3日、国家強制標準「軽型自動車の汚染物質排出許容限度値および測定法(中国第6段階)」(※CHINA6)をWTO/TBTに通報。2020年1月1日より中国で生産、販売される軽型自動車は本標準をクリアしなければならない	発行元: SAC(国家標準化管理委員会) 発行日:2016-10-09 原文ソース ※外部サイトにリンク
◆ <u>国家標準公告[2016]17号 国家標準315件を公布</u>	発行元:

<p>質検総局と国家標準委、国家標準 315 件を公布。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強制国家標準は含まれていない。 ・自動車や自動車部品の「狭帯域放射電磁エネルギーによる電気的妨害の試験法」に関するシリーズ標準を含む。 ・工業自動化と制御システムのネットワークセキュリティ標準を(PLC、DCS)を含む。 ・GB/T 26949「工業車輛の安定性試験」国家標準シリーズを含む。 	<p>SAC(国家標準化管理委員会) 発行日: 2016-10-14 原文ソース ※外部サイトにリンク</p>
---	---

~~~~~

## 2. 2016 年 11 月 1 日に実施される注目標準

- ・GB/T 32610-2016「日用防護マスクの技術規範」

~~~~~

本標準の適用対象は、日常生活の中で空気汚染を防護するためのマスクで、PM2.5 防護効果の評価基準、試験方法を定められ、製品の衛生、安全性能も規定。また、防護性能に応じて等級分け(A～D)し、製品ラベルに「等級」を明記するような規定も設けられている。

本標準の実施により、一般消費者がマスク選びの判断基準となり、「PM2.5 対応」モドキの粗悪マスクが市場に氾濫している状況を改善される効果が期待されている。

これから、中国の北方は「集中暖房」が始まり、大気汚染状況が悪化するに伴い、各マスクメーカーが本標準への適用、政府関係部門による標準の運用が注目される。

~~~~~

## 3. 中国法規制、標準に関する案例紹介

- ・製品ラベル表示に関する訴訟

~~~~~

発行元:広州万徳検査技術有限公司

原文 URL:http://www.wdwonder.com/news_info.php?BigID=9&ID=293

2015 年 3 月、約 2 年間を費やし、注目されていた訴訟がついに判決下された。あるプロクレーマー(※1)が重慶市のデパートであるメーカーの衣料品を購入。その衣料品のラベルには、メーカーの名称と住所を表記してあったが、実際にメーカーから製造を請負った生産者の工場名と工場住所を表記していなかったため、製品の虚偽表示にあたると主張し、メーカーを相手に裁判を起こした。

この案件の争点は、下記の「中華人民共和国製品品質法」第二十七条(2)の条文にあった、“生産工場”に関する法的解釈にある。製品ラベルにメーカーの名称と住所のみを表記し、実際に製品の生産を請負った生産者の工場名と工場住所を表記しない場合、その違法性(虚偽表示)についての判定であるため、注目度を集めている。

“第 27 条 製品又はその包装上の表記は必ず真実で、かつ以下に掲げる要求に合致しなければならない。

- (1) 製品品質検査合格証明を有する。
- (2) 中国語で明記された製品名称、生産工場名称及び工場住所を有する。”

※上記条文の引用先は下記のサイトをご参照ください(外部サイトにリンク):

「中華人民共和国製品品質法」 JETRO 殿が仮訳

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/regulation/20000708.pdf>

本案件が審議期間中、関連の業界協会、国家標準化委員会(SAC)、第三者検査機関および同業者は、本案件に対して高い関心を示した。その中、国家標準化委員会(SAC)は本件についての公式見解は以下の通り:

“強制標準である GB 5296.4-2012「消費生活用製品の使用説明 第4部: 繊維製品と衣料品」の第5.1.1では、“紡織製品と衣料品には、法的責任を負う製造者の法律に基づき登記した名称および住所を表示する”と規定してある。この条文は、紡織製品と衣料品のラベルには、製品品質に法的責任を負う製造者(メーカー)が法律に基づき登記した名称および住所を表示しなければならない。また、生産加工を委託した場合、紡織製品と衣料品には、製品品質に法的責任を負う委託者(メーカー)が法律に基づき登記した名称および住所を表示することができると指している。”

2015年3月13日に重慶市高級人民法院が本案件に関する最終審理結論は下記の通り:

“「中華人民共和国製品品質法」では、製品標識(ラベル)に生産者の工場名と工場住所を表示しなければならないとの規定がある。製品品質の責任主体を区別することが本規定の目的である。しかし、社会の発展と共に、一部の製品は分業と協業による生産方式が一般的になってきたため、このケースに関して、「中華人民共和国製品品質法」では、生産者に対する定義(委託人か、受託人か)が明確でなく、製品標識(ラベル)に実際に製品を生産した工場をどのように表示するかを具体的に規定していない。但し、質檢總局(AQSIQ)が以前に公布した「製品標識表記規定」(廃止)と「食品標識管理規定」の条項を参考にすれば、委託加工契約が発生した場合、委託人と受託人のいずれも生産者であると解釈できる。受託人は製品の生産を行い、外部販売を関わらない場合、その製品標識(ラベル)には、委託人と受託人の名称と住所を両方とも表示することができるが、委託人の名称と住所のみを表示しても、法的に問題ないと判断できる。故に、本案件は原告人(プロクレーマー)の主張を認めず、衣料品メーカーが法律違反に当たらないと判断した。”

※1 プロクレーマー: 偽物と知りながら購入し、メーカーに損害賠償の訴訟を起こすことを職業とする人を指す。中国語は“职业打假人”である。

■注意事項

本メルマガに掲載した記事、公告内容等は、(株)ISTソフトウェアが仮訳および編集を行ったものです。記載内容に疑義のある場合には中国語の原文に準じてください。

お客様に提供した情報に関連して、万一、お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、(株)ISTソフトウェアは責任を負いませんので、ご了承ください。